

# うきは市会計年度任用職員募集要項 (令和6年度採用)

## 【試験区分：文化財専門員】

### 1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
文化財専門員	1人	○文化財保護係の業務全般に関する補助等 ・埋蔵文化財、歴史民俗資料館、伝統的建造物群保存地区、文化財の普及啓発・活用等に関する業務 ・その他イベント等の補助に関する業務

### 2 勤務条件

雇用期間	任用日から令和7年3月31日 まで 能力に応じて、公募によらない再度の任用ができます（最大2回）
勤務地	るり色ふるさと館（うきは市吉井町983番地1）
報酬	月額 148,490円（予定） このほか、通勤手当及び期末手当が支給されます。ただし、扶養手当、住居手当等は支給されません。また、今後の給与改正等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	共済組合（短期給付）、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 ※共済組合とは、国家公務員や地方公務員、教職員等と、その扶養家族が加入する公的医療保険です。
災害補償	公務上の災害または通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	週4日 午前8時30分～午後5時（7.5時間／日） ※本人及び職場の都合を勘案し、所属長が決定します。
休日	原則として土日祝日及び年末年始
休暇	年次有給休暇ほか
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。

### 3 受験資格

試験区分	年齢等	経験等
文化財専門員	採用日において満18歳以上の人	文化財へ興味・関心があり、文化財保護に関する仕事の経験がある方が望ましい

※地方公務員法第16条の規定に該当する人は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・うきは市職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

#### 【外国籍の受験希望者の皆さんへ】

外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の勤務でなければ、採用できません。

### 4 試験方法・内容等

試験の方法	内容
書類審査	志望動機、自己PR、資格・免許、経歴など
面接試験	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します

### 5 面接試験及び合格発表について

区分	日時	場所	備考
面接試験	随時実施 ※申込者と日程調整させていただきます。 (平日9時から17時まで)	るり色ふるさと館	
合格発表	面接試験実施より 2週間以内	本人へ郵送による 通知	可否に関わらず、郵送で通知します。

※身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な人は、提出書類の備考欄等にその旨を記載してください。

※受験申込書提出から2週間経過する日までに、試験に関する連絡がない届かない場合は、生涯学習課文化財保護係へ連絡してください。

## 6 受験申込手続

申込方法 (提出書類)	受験申込書を下記申込先へ提出してください。 ※受験申込書の必要事項を記入し、必ず写真(タテ 5cm×ヨコ 4cm、3 カ月以内に撮影されたもの)を貼ってください。
受験申込書の 入手方法	①市 HP より「受験申込書」をダウンロード ②るり色ふるさと館(生涯学習課 文化財保護係)の窓口にて配布 ③郵送による請求 封筒の表に「会計年度任用職員受験申込書請求(文化財保護係)」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、120 円切手を貼った返信用封筒(角型 2 号の大きさ)を同封して、生涯学習課文化財保護係宛に請求してください。
申込先	〒839-1321 うきは市吉井町983番地1 うきは市教育委員会 生涯学習課 文化財保護係 宛 ※持参の場合は、るり色ふるさと館1階の生涯学習課へお越しください。 ※郵送の場合は、受験申込書を折らずに、簡易書留または特定記録で郵送してください。その際、発送の控えは、試験案内通知が届くまで保管してください。なお、簡易書留または特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。 ※申込書以外のものは同封しないこと。 ※封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きすること。 ※消印が受付期間を過ぎた場合は、受付できません。
申込受付	随時 ※合格者が決定した時点で申込受付を終了します。

## 7 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験日には、試験案内通知を持参してください。
- (2) 試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、市ホームページに掲載します。

## 8 その他

- (1) 合格通知後、提出書類の記載内容に虚偽が認められた場合、合格を取消することがあります。
- (2) 地方公務員法第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

〈お問合せ先〉

うきは市教育委員会 生涯学習課 文化財保護係(担当:中山)  
TEL: 0943-75-3343 FAX: 0943-76-4724